

保護者各位

甲州市立塩山南小学校

校長 青柳 俊雄

インフルエンザに関わる出席停止の手続きについて

令和2年12月より、甲州市内の小中学校では児童生徒及び保護者の負担軽減のため、インフルエンザに関わる手続き（出席停止解除の方法・様式）を変更します。

今後は、別紙の様式A「インフルエンザによる出席停止について」の「体温記録表」および「治癒報告書」欄に保護者が記入し、学校に提出することにより登校再開が可能となります（**治癒証明取得のための再受診は不要**）。お手数をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

（新）インフルエンザの発症から登校再開までの流れ

- ① インフルエンザが疑われる症状を発症し、受診する
- ② インフルエンザと診断される（登校再開日について、主治医に確認）
- ③ 学校に連絡する
- ④ 医師の指示に従い自宅療養させる
 - ・ 毎日検温し、様式A「インフルエンザによる出席停止について」の「**体温記録表**」に記録する
 - ・ 熱が下がっても全身状態が悪い等、気になる症状がある場合は再度受診し、医師に相談する
- ⑤ 登校可能な状況になったら、様式A「インフルエンザによる出席停止について」の「**治癒報告書**」欄に記入し、**再登校時に学校に提出する**

● インフルエンザによる出席停止期間の基準について(裏面参照)

発症した後5日間を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで(学校保健安全法施行規則第19条)

※この出席停止期間を過ぎたら、**治癒証明取得のための再受診はしなくても登校を再開できます**。

● その他

- ・ この度の出席停止に関わる手続きの変更は、インフルエンザの場合のみとなります。インフルエンザ以外の学校感染症につきましては、従来通り、医師に「登校許可証」を書いてもらい提出してください。
- ・ 東山梨医師会にはご理解をいただいておりますが、他地区の医療機関の場合は、様式Aを持参し説明を加えながら医師に相談してください。なお、主治医により、再受診を求められ、今回の様式の変更について不都合がある場合には、従来のように「登校許可証」の提出でも構いません(学校から用紙をもらう)。
- ・ 今回配布しました様式A「インフルエンザ出席停止について」(用紙)は、ご家庭で保管し、インフルエンザに罹患した際にご使用ください。甲州市のホームページからもダウンロードできます。

【裏面参照】

◆インフルエンザによる出席停止期間の基準について

『発症した後5日間を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで』

(発症日は入れない)

(朝でも夕でも平熱に戻った時刻は問わず、平熱に戻った日を解熱0日とする)

	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
Aさん	発熱	解熱 0日	1日	2日	休養	休養	登校	※「発症後5日」「解熱後2日」で (発症日含めると)最短で6日休む
Bさん	発熱	解熱 0日	1日	2日	休養	登校	登校	
Cさん	発熱	解熱 0日	1日	2日	登校	登校	登校	
Dさん	発熱	解熱 0日	1日	2日	登校	登校	登校	

◆記入例

発症した翌日
が1日目

毎日、ほぼ同じ
時刻の検温結果

体温記録表									
	発症日 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月日	12/1	12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7	12/8	12/9
午前	37.8℃	38.3℃	38.0℃	37.5℃	37.6℃	37.4℃	36.4℃	36.3℃	℃
午後	39.0℃	39.5℃	37.8℃	37.3℃	37.5℃	36.5℃	36.5℃	36.5℃	℃

発症した日

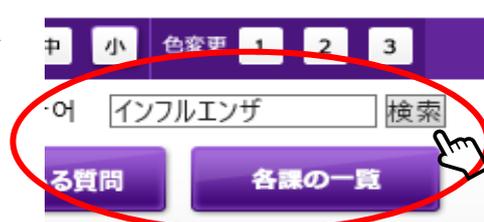
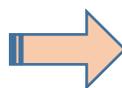
A型またはB型
など、判明したら

治癒報告書	
甲州市立塩山南小学校	1年1組 氏名 塩山 一郎
診断名	インフルエンザ(A)型
発症日	令和2年12月1日
診断された日	令和2年12月2日
平熱に下がった日	令和2年12月6日
登校可能日	令和2年12月9日
受診した医療機関名	〇〇〇病院
発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過し、体調が回復しましたので登校させます。	
再登校する日の日付	令和2年12月9日 保護者氏名 塩山 太郎

(朝夕、時刻を問わず)
平熱に戻った日

早見表を参考に
記入

◆甲州市 HP ダウンロードについて



インフルエンザと入力して検索すると
ダウンロード可能